

実施要領等に係る質問・回答(追記)

令和3年11月26日

No.	質疑	回答
1	施工業務と設計業務の企業体とする場合、施工業務を企業体とし3社以上の企業体で参加する事は可能でしょうか。その場合参加要件は企業体代表者が満たすことよろしいでしょうか。	施工業務は3社までの企業体として認めます。参加要件は企業代表者が満たして下さい。
2	施工単体での参加の場合、主任技術者(建築)の配置は必要でしょうか。また、主任技術者(建築)は一級建築施工管理技士でよろしいでしょうか。5(7)各業務の実施体制との相違がございます。	主任技術者の配置は必要です。主任技術者は一級建築施工管理技士で良いです。
3	電気・機械の主任技術者は企業体の構成員とはせず、1次下請業者からの選任でよろしいでしょうか。	企業体の構成員が建築と電気・機械設備会社の場合は、企業体元請けからの選任となります。 (電気・機械設備の主任担当者が1次下請けの場合は様式5配置技術者実績等調書は不要ですが、加点されません。)
4	施工業務の各技術者の専任配置については工事開始の令和5年と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。ただし統括責任者は契約時からの配置となります。施工業務の各技術者は工事開始時の配置と考えてよいです。
5	『実施要領 P1 4.事業概要等 (2)建設場所(本事業対象敷地)』について、用途地域、法定容積率、法定建蔽率、集団規定(日影規制、高度規制等)についてご教示ください。	一次審査後に配布する要求水準書に記載しております。尚、HPに掲載している基礎調査にも記載しております。
6	『実施要領 P1 4.事業概要等 (2)建設場所(本事業対象敷地)』について、敷地測量図及びボーリング調査データについては、要求水準書及び添付資料に含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 詳細な調査データは要求水準書に添付しますが、参考として柱状図を公表します。(末尾に添付)
7	『実施要領 P2 4.事業概要等 (4)事業期間』について、基本設計・実施設計・申請業務について、それぞれ想定される期間をご教示ください。	基本設計は令和4年8月まで、実施設計(申請業務含む)は令和5年3月までを目安としております。

8	『実施要領 P2 4.事業概要等 (5)事業規模』について、内訳は「基本計画書 P14 図表Ⅲ-3 事業費概算額及び充当財源」によると考えてよろしいでしょうか。	事業規模については 1 次審査後に配布する要求水準書に記載しております。 基本計画時から付帯施設、工事区分等に変更があります。
9	『実施要領 P2 4.事業概要等 (6)計画概要』について、南側飛地の想定利用目的をご教示ください。	駐車場としての利用を考えております。
10	『実施要領 P2 5.参加資格要件 (1)参加者の構成等 イ』について、共同企業体のうち施工業務及び設計・監理業務それぞれで更にJV結成する場合、それぞれの代表者以外の構成員の資格要件があれば具体的にご教示願います。	質問回答 No.1 参照
11	『実施要領 P4 5.参加資格要件 (4)設計者の要件』及び『実施要領 P6 5.参加資格要件 (6)監理者の要件』について、「一般病床 50 床以上の病院」とありますが、「療養病床」、「精神病床」を実績として見込むことは可能かご教示ください。	一般病床 50 床の実績範囲でお考え下さい。 (療養、精神の実績は含みません)
12	『実施要領 P4 5.参加資格要件 (4)設計者の要件 イ』及び『実施要領 P6 5.参加資格要件 (6)監理者の要件 イ』について、企業体の場合の会社実績件数 3 は、構成企業実績の合算で 3 件以上とするのか、各構成企業毎に 3 件以上とするのかご教示ください。	質問回答 No.1 参照 業務の担当別に構成企業毎の実績を記載してください。
13	『実施要領 P5 5.参加資格要件 (5)施工者の要件 カ (ア)』及び『実施要領 P7 5.参加資格要件 (7)各業務の実施体制』について、建築工事担当主任技術者の有する資格要件は (5)では一級建築施工管理技士となっておりますが、(7)では一級建築士となっております。(5)一級建築施工管理技士を正と考えてよろしいでしょうか。	質問回答 No.2 参照
14	『実施要領 P5 5.参加資格要件 (5)施工者の要件 キ及びク』について、電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者は兼任することは可能でしょうか。また、上記主任技術者は非常駐者と考えてよろしいでしょうか。	電気設備担当と機械設備担当の主任技術者については兼任しても差し支えません。また、主任技術者は基本的には常駐としてください。

15	『実施要領 P9 6.プロポーザルのスケジュール等 (5)プロポーザル参加者が 1 者である場合の措置』について、1 者であった場合はその旨通知をいただけるのかご教示ください。	通知はいたしません。
16	『実施要領 P11 6.プロポーザルのスケジュール等 (9)審査及び優先交渉権者の特定について ア ヒアリングの実施 (イ)』について、出席者は、様式第 5 号、様式第 6 号に記載の配置技術者に限ると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
17	『実施要領 P11 6.プロポーザルのスケジュール等 (9)審査及び優先交渉権者の特定について ア ヒアリングの実施 (イ)』について、出席者 3 名以内に、パソコン操作者は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
18	『実施要領 P12 7.契約等に関する事項』において、発注者との各業務の契約は、優先交渉者となった特定建設工事共同企業体と一括の契約となるものと考えてよろしいでしょうか。	特定建設工事共同企業体との一括契約を考えております。
19	『様式集 様式第 4 号 契約実績調書(会社設計実績)』について、企業体の場合、構成企業ごとに作成・提出するのか、企業体として 1 枚にまとめて作成・提出するのかご教示ください。(番号 8とも関連)	構成企業の実績の合算は認めませんが、記載する場合は、構成企業ごとに作成してください。
20	『様式集 様式第 5 号及び様式第 6 号 配置技術者実績等調書』について、実績が複数ある場合は、欄を増やして作成すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
21	『様式集 様式第 6 号 配置技術者実績等調書(設計・管理技術者、主任技術者)』について、工事監理業務の管理技術者、主任技術者の配置技術者実績等調書は提出不要と考えてよろしいでしょうか。	工事監理業務の管理技術者、主任技術者も様式第 6 号に準じて作成し、提出してください。

22	<p>『様式集 様式第 7-1 号 特定建設工事共同企業体協定書』について、第 8 条(構成員の出資割合)は、施工業務と設計・監理業務とは業務が異なるため割合での表現はできません。割合で表現する場合は、「施工業務 100 パーセント」、「設計・監理業務 100 パーセント」と業務を分けた表現となりますが、このように記載することでよろしいでしょうか。</p> <p>また例えば以下のとおり、それぞれの業務(施工・設計・監理)に占める割合を表形式で記載することでもよろしいでしょうか。</p> <table border="1" data-bbox="236 813 762 1014"> <thead> <tr> <th>構成員名</th> <th>設計業務</th> <th>監理業務</th> <th>施工業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成員 1</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>構成員 2</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>構成員 3</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>	構成員名	設計業務	監理業務	施工業務	構成員 1	0%	0%	60%	構成員 2	0%	0%	40%	構成員 3	100%	100%	0%	<p>設計と施工はそれぞれで 100%としてください。質問表記の表形式として記載してよろしいです。</p>
構成員名	設計業務	監理業務	施工業務															
構成員 1	0%	0%	60%															
構成員 2	0%	0%	40%															
構成員 3	100%	100%	0%															
23	<p>『様式集 様式第 7-2 号 設計業務担当会社届』について、『実施要領 P8 6.プロポーザルのスケジュール等 (4)参加表明書の提出 ア(キ)』において、設計業務を協力会社が行う場合のみとなっておりますが、その場合、『様式集 様式第 7-1 号 特定建設工事共同企業体協定書』には記載しないと考えるよろしいでしょうか。</p> <p>また、設計共同企業体の場合、様式第 7-2 号を複数枚提出し、割印を要するかとご教示ください。</p>	<p>協力会社は共同企業体ではないため記載しなくて良いです。 設計共同企業体は認めません。</p>																
24	<p>『様式集 様式第 7-2 号 設計業務担当会社届』を提出した設計業務担当会社及び担当者は、様式第 2 号、第 4 号、第 5 号を提出することとし、『優先交渉権者選定基準 P4 3.一次評価基準』の審査対象となると考えるよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>																

25	『優先交渉権者選定基準 P4 3.審査および優先交渉権者の決定 (2)審査方法 ア』について、一次審査の点数は優先交渉権者選定(二次審査)に影響しないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
26	『優先交渉権者選定基準 P4 3.一次評価基準』について、設計業務担当の病院の実績は、企業体としての合算となるのか、構成員の内、1社が5件以上であれば加点されるのか、構成員の内、1社が公立病院3件の実績があれば加点されるのかご教示ください。	設計担当の構成員の実績を評価します。
27	『優先交渉権者選定基準 P4 3.一次評価基準』について、設計業務担当の病院実績の公立病院に、日本赤十字病院、独立行政法人労働者安全機構(労災)病院、独立行政法人日本海員掖済会病院、独立行政法人地域医療機能推進機構(厚生年金)病院、JA 厚生連(厚生)病院のような団体の病院を公立病院と見做さない考えでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
28	『優先交渉権者選定基準 P4 3.一次評価基準』について、設計業務担当の事務所規模の1級建築士人数は、企業体としての合算となるのか、構成員の内、1社が30名以上であれば加点されるのかご教示ください。	設計担当の事務所規模(単体としての規模)を評価します。
29	『優先交渉権者選定基準 P5 4.二次評価基準』について、価格に対する評価は、1者の場合は、必然的に20点になると考えてよろしいか、また、予定価格=提案価格の場合は0点となるのかご教示ください。	1社の場合は40点とします。 (二次評価基準「価格に対する評価」における計算式での20点→40点と修正します)
30	『実施要領 P10 6.プロポーザルのスケジュール等 (7)技術提案書等の提出について ア 提出書類 (ウ)事業費内訳書』の提出金額に対して調査基準価格及び最低制限価格は設定されるのでしょうかご教示ください。	調査基準価格及び最低制限価格の設定は行いません。

31	<p>価格における評価は40点とされておりますが、計算式を確認すると20点しかありません。</p> <p>「((予定価格－提案価格)÷(予定価格－最低提案価格))×20点、小数点2以下切り捨て」</p> <p>は「((予定価格－提案価格)÷(予定価格－最低提案価格))×40点、小数点2以下切り捨て」と読み替えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みの通りです。
----	--	------------